告示

○内閣府告示第三百四十九号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

「公益社団法人全日本トラック協会」を「公益社団法人全日本トラック協会　一般社団法人全国建設業協会」に改める。

○総務省告示第三百四十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第一項の規定に基づき、同項第三号に掲げる者のうち、次のものを元売業者として指定したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月一日

総務大臣　山本　早苗

名　称　主たる事務所又は事業所の所在地　指定の年月日

コスモ石油マーケティング　東京都港区芝浦一丁目一番一号　平成二十七年十月一日
株式会社

○総務省告示第三百四十八号

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）第四十四条の規定に基づき、住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成十五年総務省告示第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日

総務大臣　山本　早苗

第２の２(6)中「券面事項利用領域」を「券面事項確認利用領域」に改め、第２の２(7)ウ(ア)中「指定情報処理機関（法第三〇条の一〇第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下同じ。）」を「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）」に改め、第２の２(7)オ中「指定情報処理機関」を「機構」に改める。

第３の１(3)ウ及びエ中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、第３の１(3)カ中「第１の12」を「第１の13」に改める。

第３の２(1)カ中「委任都道府県知事（法第三〇条の一〇第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下同じ。）」を「都道府県知事」に、「指定情報処理機関」を「機構」に改め、第３の２(1)キ中「指定情報処理機関」を「機構」に、「第三〇条の五第一項」を「第三〇条の六第一項」に改め、第３の２(1)ク中「指定情報処理機関」を「機構」に改める。

第４の２(2)中「第３の２の(1)のオ」を「第３の２の(1)のキ」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年十月五日から施行する。

○総務省告示第三百四十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年総務省令第七十六号）の施行に伴い、住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成十五年総務省告示第三百九十二号）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十七年十月一日

総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳カードに関する技術的基準を廃止する告示

住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成十五年総務省告示第三百九十二号）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

○総務省告示第三百五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第四条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同号の総務大臣が定める情報を次のように定め、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十月一日

総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第四条第一号（同令第十二条第一項において準用する場合を含む。）の総務大臣が定める情報は、通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）第４の１の(2)のエに規定する署名券面情報とする。

○総務省告示第三百五十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第二十条ただし書の規定に基づき、同条ただし書の総務大臣の定める方法を次のように定める。

平成二十七年十月一日

総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（以下「個人番号カード等省令」という。）第二十条ただし書の総務大臣の定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　交付申請書番号（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）第一条第三号に規定する統合端末から出力する交付申請書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十三条第一項前段に規定する交付申請書をいう。）の用紙又は個人番号カード等省令第三十五条第一項第一号に規定する交付申請書の用紙に付与する番号をいう。第三号において同じ。）に関する情報及び個人番号カード等省令第三十五条第一項第三号に規定する交付申請書の受付に係る地方公共団体情報システム機構（次号及び第三号において「機構」という。）のホームページのアドレスに関する情報を国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第一八〇〇四を用いて格納した図形（大きさが縦一〇・〇㎜横一〇・〇㎜のものであって、個人番号カード等省令第三十五条第一項第一号に規定する交付申請書の用紙に表示されたものに限る。）を使用して、スマートフォンその他の総務大臣が適当と認める端末から当該ホームページを通じて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次号及び第三号において同じ。）の申請に係る情報の送信を行う方法

二　前号の図形を使用して、総務大臣が適当と認める自動証明写真機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に個人番号カードの申請に係る情報の送信を行う方法

三　個人番号カードの交付を受けようとする者の使用に係る電子計算機から第一号のホームページに交付申請書番号を入力して、機構の使用に係る電子計算機に個人番号カードの申請に係る情報の送信を行う方法

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

○消防庁告示第十四号

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）第十五条第三項の規定に基づき、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和五十一年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日

消防庁長官　佐々木敦朗

第三号(一)ア中「漏洩」を「漏えい」に改め、同号(二)カ中「配管」を「鋼製の配管（合成樹脂製の管と接続する場合を除く。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。